

別紙 2 - 1 <規制の特例措置（過疎地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業）>

1 特定地域活性化事業の名称

生活交通事業（自家用マイクロバス有償貸渡）（規制の特例措置（過疎地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

総合特区内において道路運送法第78条第2号に基づく過疎地有償運送（以下、「過疎地有償運送」という。）を行う特定非営利活動法人

3 特定地域活性化事業の内容

① 事業概要

総合特区内において過疎地有償運送を行う特定非営利活動法人が、他人の需要に応じて過疎地有償運送の用に供する自家用マイクロバス等の有償貸渡しを行う。

② 事業に関与する主体

総合特区内において過疎地有償運送を行う特定非営利活動法人

③ 事業が行われる区域

総合特区内

④ 事業の実施期間

計画の認定後（平成25年度以降）

⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

総合特区内で過疎地有償運送を行う特定非営利活動法人が、他車種での貸渡経営実績を有していなくても他人の需要に応じて過疎地有償運送の用に供する自家用マイクロバス等の有償貸渡しを行うことが実現することにより、当該特定非営利活動法人の収益の多様化が図られ、総合特区内における生活サービスの継続性の向上が期待される。

⑥ その他

特になし。

4 当該特別の措置の内容

① 規制の特例措置の必要性

総合特区内では、人口減少に伴う市場規模の縮小により、民間路線バスの撤退や商店の廃業などの弊害が生じている。また、行政も市町村合併による広域化や厳しい経済情勢の下、複雑・多様化した地域社会の課題に対し、単独で継続的に解決を図ることが困難となっている。このような状況のなか、誰もが安心して暮らし続けられる地域を実現するため、行政でもない、民間でもない新たな枠組みにより生活サービスの継続性を確保することが課題である。

その解決策として、事業主体が既存の概念にとらわれずに事業を行い多様な収益を確保すること

により経営の安定化を図りながら生活サービスを継続的に提供する仕組みづくりが求められている。

総合特区内においては、地域生活交通を維持するために特定非営利活動法人が過疎地有償運送を行っているが、過疎地有償運送の用に供する自家用マイクロバスを他人の需要に応じて有償で貸渡すために必要な許可は、他車種での貸渡経営実績2年以上を有することとされている。このことは、資金力に乏しい特定非営利活動法人にとって負担が大きく、参入障壁となっていた。

以上のことから、この規制の特例措置は、過疎地有償運送の用に供する車両の有効活用を促し、特定非営利活動法人の収益の多様化に資するものと考えられることから、総合特区内における生活サービスの継続性確保という政策課題を解決する上で必要な措置であると考えられる。

② 特例措置を適用するために必要な手続等

過疎地有償運送に係る運営協議会において、過疎地有償運送の用に供する自家用自動車が高齢者向けカーシェア事業に兼用されることについて合意する。

長岡市において、貸切バス経営類似行為防止啓発パンフレットの作成や過疎地有償運送を行う者の職員情報及び貸渡されるマイクロバスを利用する運転者に係る情報（運転者の紹介及びあっせんを含む。）の事前収集等貸切バス経営類似行為防止のために必要な措置を講ずる。

特例措置の適用を受けようとする特定非営利活動法人において、貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しの許可を申請する。